

よくあるご質問

2022年4月19日現在
記載の内容は予告なく改定されることが
ありますのでご了承ください

貸付金の償還に関すること

Q1.緊急小口資金等特例貸付の償還とは何ですか？

A1.「償還」とは「返済」のことです。新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し緊急小口資金等特例貸付を借りた方で、償還免除の要件に該当しない場合は、貸付金を返済いただく必要があります。

Q2.私は償還免除の対象になりません。いつから償還が始まりますか？

A2.以下の表をご確認ください。**※借受人の申請などにより開始時期が異なる場合があります。**

資金種類	償還開始時期
緊急小口資金 (令和4年3月31日までに申込)	令和5年1月～
総合支援資金(初回分) (令和4年3月31日までに申込)	令和5年1月～
緊急小口資金 (令和4年4月1日以降に申込)	令和6年1月～
総合支援資金(初回分) (令和4年4月1日以降に申込)	令和6年1月～
総合支援資金(延長分)	令和6年1月～
総合支援資金(再貸付)	令和7年1月～

Q3.償還のための銀行口座はどのように登録しますか？

A3.預金口座振替依頼書をコロナ特例償還・免除事務担当まで送付してください。

Q4.毎月の引き落とし日はいつですか？

A4.毎月13日に引き落としとなります。(13日が土、日、祝の場合は翌営業日となります)

Q5.借受人本人以外の口座からの引落しはできますか？

A5.借受人本人名義の口座のみとなります。

問い合わせ先

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-11-27

埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当

【電話番号】050-2018-1839 【受付時間】平日 9:00～17:00

<https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/>